

学校におけるいじめへの対応

—子どもの心身を守るには—

釣 谷 涼 子

目次

はじめに

1. いじめという現象

1. 1 現状と定義

1. 1. 1 現在までのデータからわかること

1. 1. 2 近年の状況に見る扱われ方

1. 1. 3 いじめの定義

1. 2 いじめの構造と影響

1. 2. 1 人はなぜいじめするのか

1. 2. 2 被害側にもたらす影響

1. 2. 3 思春期の心理と学校環境の特徴

2. 現在のいじめをめぐる対応

2. 1 行政の対応体制

2. 1. 1 国としての政策

2. 1. 2 警察の介入

2. 1. 3 子どもに関する公的施設の対応

2. 1. 4 教育委員会の対応

2. 2 学校内部の対応体制

2-3. NPO 等の対応

2-4. 家族の対応

3. 今後の新たな被害深化を防ぐために

3. 1 学校内での体制変換

3. 1. 1 発生に対してではなく対応を評価する

3. 1. 2 スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの導入

3. 1. 3 「教育の問題」で終わらせない

3. 1. 4 子どもたちへの指導の見直し

3. 2 社会の意識変革の必要性

3. 3 学校以外の世界の提示

おわりに

参考引用文献

図表

はじめに

天津市の中学校でのいじめ報道、少年の自殺死が記憶に新しい。義務教育期間である中学生までの間、ほとんどの子どもたちは一日のうちの大半を学校の中で過ごす。他に世界を知らない彼らにとってはそこでの生活がその時の人生の全てであり、ほかに逃れようがない。そして、そんな世界で苦痛が続くことで追い詰められる心理は想像に難くない。絶命という形にならずとも、いじめによってもたらされる、周りの人に認められない・疎外されているという感覚の積み重ねは、人間が社会で生きていく上で重要な自己肯定感や人間への基本的な信頼感も低下させてしまい、その後の人生に影を落とし続けることにも繋がりがねないと感じる。そういった状況から子どもの心身を適切に守り支えることは、全世代が真剣に考えて実行していかなければならないことのように思う。

いじめは時々事件に発展し大きく報道される。しかしいつも悲惨な結果になってから報道の過熱によって世間の関心が高まり、関係者、各機関への非難・いじめ対策の必要性が叫ばれる一方で、全国的な事態は特に良い方に進展しているようには思えない。常に存在した時には大きな事件にもなっていないながら、なぜ子どもの心や命を守ることができないのだろう。ここについて考え、そして打開策を探ってみたいと思っていた。いじめ報道やそれによる世論を見ていて、「自分は蚊帳の外」で非難や意見を述べる人々の意識こそが問題をこじらせているようにも感じられるため、その意識についても踏み込みたいと思う。

本稿の目的は、学校での「いじめ」への現在の対応や対策の考え方・行われ方の問題を検証し、被害の深化が止まらない現状を改善する方策を探ることである。

方法として、まず第1章では「いじめ」と呼ばれる現象について一度捉え直し考察を加える。社会学や心理学の見地も利用しつつ、いじめという現象の構造について明らかにしたい。いじめがなぜ問題なのかという点に対する見解を提示し、さらに学校という環境下と年齢における子どもの心理についても触れ、対応の必要性を述べる。さらにいじめが特別な現象ではないこと、誰しも関わりうる要素を常に持っているということを述べて進めていく。第2章では、いじめの事例とそこでなされた対応をいくつか挙げて、その問題点を洗い出し考察を加えていく。学校・教師という一つの主体に責任を求められる問題ではないということを提示したい。そして3章において、前章までに述べてきたことを踏まえ、子どもの心身を取りこぼさず守り支えるための対応体制、そのために必要なことについて述べていきたい。いじめを学校内のみに責任を留める閉じた問題とせず、社会の一人一人が関係している社会問題としてとらえる視点を強調する。

1. いじめという現象

本章では、いじめに関する近年のデータやいじめの扱われ方について確認し、次いで「いじめ」と呼ばれる現象そのものについて捉え直し考察を加えることを目的とする。社会学や心理学の見地も利用しつつ、いじめという現象の構造について明らかにしたい。その中で、いじめが一部の人に起こる特別な現象ではないという見解と、そもそもなぜ問題なの

かという点を提示する。さらに、学校という環境下の特徴と年齢における子どもの心理についても触れ、特別な対応の必要性を述べていきたい。

1. 1 現状と定義

本節では、まず複数の機関が行った近年のいじめに関する調査、統計を参照しながら、いじめの現状をデータで把握することを試みる。そこから、世間のいじめに対する関心やとらえ方を見出し、今回問題とするいじめについて論じる上でのひとまずの定義を述べていく。

1. 1. 1 現在までのデータからわかること

いじめが大きな事件として取り上げられると、しばらくはその事件の顛末や、いじめについての議論が活性化する。テレビでも新聞でも、そして書店の書籍のコーナーもそれに合わせて関連書籍を目立つところに陳列するなどし始める。そして、そういった関心の集め方、集まった関心を受けて、学校や教育委員会や政府も「黙っていては居られない」と「実態調査」などを大々的に行う。それでは、こうした「実態調査」からどのようなことがわかるのだろうか。

いじめに関する統計等をまとめ、大人と子どもへのいじめ対応を呼びかけるウェブサイトであるストップいじめ！ナビ¹によると、いじめの発生件数のデータは定期的にとられている。(表1—1)しかし、これはそもそも「学校側に上がってきて認知された数」でしかない。つまり、この数そのものの波をそのままいじめの実態とは呼べない。ひとつには、今挙げたようにこれが「学校側に認知されるにいたった」数でしかなく、一斉のアンケート調査では汲み上げられないケースがまだまだあったかもしれないという、正確なデータをとることそのものに関しての不可能性がある。しかし、そうであったとしても、調査をすることは無駄なことではないだろう。問題は、世間の関心の圧力によって一時的に調査に力が入る(入らざるを得ない)ことによって、ある大々的な事件が起こった直後の認知件数が跳ね上がったことだろう。これは急にその近年で生徒の状態が変わっていじめが急増したということではなく、もともとあったものが調査の強化、定義の拡大によっていつもより多く表面化したに過ぎないという面が強いと思われる。いじめは急増していると思われるかもしれないが、調査が始められるようになってから(おそらくその前も)一定の割合で存在しているということを押さえておきたい。

また、自治体によっても認知件数が大きく異なったりするが、ここで報告件数が多い都道府県や市区町村を「いじめの多い＝荒れた」地域と断定することもできない。文部科学省の調査で定義の改定ごとにいじめの件数が増加しているように、各地域で独自に力を入れていじめの問題に乗り出しているところで数値が高いということが考えられる。逆に、そうした調査や実態把握に積極的ではなかったり、隠ぺい体制が強かったりする地域では数値が低いことがある。こうしたことも踏まえて、データ上の数値で一概にいじめの状況を述べることはできない(実態は数値からは容易にはわからない)ということも、皮肉のよ

¹ <http://stopijime.jp/data/> (2013.12.20)

うだがデータからわかることだといえる。

1. 1. 2 近年の状況に見る扱われ方

前項において、いじめに目立った増減があるわけではなく、報道にかかわらず常に一定の割合で存在し続けていること、そしていじめに関する調査報告における数値というものが数年ごとに波をもっていることが窺えた。また、文部科学省の調査報告と警察や児童相談所の報告ではそこに記されている件数に大きく違いがあることがわかっている。

ではいったいどの数値が本当の現実なのか。なぜ実態調査と銘打っておきながら同時期の報告においてもこのような変動が出てしまうのだろうか？また、数年ごとに増減があるのはなぜだろう。いじめは少ない時期と増加する時期があるのだろうか？—こうした疑問が生まれてくる。

ここに、いじめの問題に対する世間の認識姿勢と、この問題の難しさが集約されているのではないだろうか。いじめの調査に使われる項目一何をどこまで記し何をもっていじめがあったとするか—は、数年ごとに、もっと詳しく言うならばいじめが大きな事件となり世間が騒いでいる時に、その都度変わっている。政府としての対応機関である文部科学省としては「前回の改定があり、いじめ対策が叫ばれていながらまたも深刻ないじめとそれによる生徒の傷や死を防げなかった」ということで、今度こそは取りこぼさないようにと現状把握と未発見のいじめを見つけるために新たな改定をする。もしくは、なにかしらの行動をしておくことによって後の批判に備える。

マスコミは大々的に悲劇を報じ、加害行為の悲惨さと被害者側の同情を誘う表現を繰り返す。そして、起きてしまったことを未然に防げなかった学校機関への対応の是非が問題にされる。

世間の私たちは、わかりやすく対立項の作られたドラマチックな内容に胸を痛めたり腹を立てたりする。「旬な」話題であるうちは常に新聞やニュースにそれが流れ、その時はいじめの論議が盛り上がる。そして、止まらない日々の事件やニュースに押し流されて、次に誰かに目をとめてもらうまで忘れ去られる。もちろん、大きな事件に発展し世間に注目されるもの以外にも日々いたるところでいじめは起きている。大きな事件になったものがそれまで世間にまったく知られていなかったように。

先のいじめ件数の調査の結果に見られる数の増減と、そこから読み取れるこのような傾向は、いじめに対する世間の意識・姿勢・対応が大きな事件の結果だけをきっかけにしてだけひきつられて、しかも一過性に終わっていることを表しているといえるだろう。そして、事件がやまないことが示しているようにそれではなにも解決にならない。

この問題の原因は二つあると考えられる。一つには、そもそもいじめをはっきりと定義し現場をとらえることが難しいとされている点だ。「いじめ」を問題に据えてみたときに、「いじめだとは思っていなかった。からかって遊んでいただけ」「あれはいじり」などという発言は多く聞かれる。中心となる加害側と被害側の認識の差はもちろん、周囲の人々がその関係に見る感想や判定も当事者たちと差がある可能性が考えられる。定義が数年ごとにぶれているというのも、とらえ直しが毎年図られていると考えればむしろ必要なことであるかもしれない。二つ目には、いじめに対する世間の関心が一過性で、ショッキングな

事件に吸い寄せられそれを外から避難や悲観することで終わっている点だ。

次項では、今挙げた一つ目の問題について本稿を書き進める上での必要性も踏まえていじめの定義を考えてみる。二つ目の問題点については、次節で詳しく考察していくこととする。

1. 1. 3 いじめの定義

文部科学省の現在提示²している定義にはこうある『「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。』さらに、この定義に先んじて、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。』と書かれている。これは何度かにわたり修正や加筆が行われており、最新の改定は平成 18 年で、ここで重要なのは行為の受け手がどう感じたかという部分が往来よりも強調されているという点だ。それまでの定義では、「自分より弱い者に対して、一方的に」「継続的な」攻撃を加えるもので相手が「深刻な」苦痛を感じているもの、と言葉の装飾が多かったことに比べると、だいぶ広い範囲をカバーしかつ受け手を主語とした定義になっているといえる。

しかし、ここには突き詰めていくと問題も生じる。たとえば、いじめに対して過敏になってしまった教員や、生徒によっては、客観的にみると加害者とは言えないような人物の行動を被害者のとらえ方を基準に苦痛を与えたと断定し一方的に糾弾するという事なども起こり得よう。もちろん被害者側の感覚は重要だが、苦痛や嫌悪を感じたらなんでもいじめになってしまう。これでは問題はぼやけ広がっていき、追い切れなくなってしまう。

もう少し絞って標的を定めたい。ここでほかの定義も見てみよう。いじめの研究で有名な内藤朝雄は、いじめの定義を次のように述べている。「社会状況に構造的に埋め込まれたしかたで、かつ集合性の力を当事者が体験するようなしかたで、実効的に遂行された嗜虐的関与」(内藤 2009 : 52) (下線部は本稿筆者)

この説明において、内藤は先に挙げたような懸念を払拭している。まず、何らかの目的のための手段として行われた攻撃といじめを区別する。前者はそこでの目的が果たされれば相手が苦痛を受けるか否かは問題としないのに対し、いじめは相手が苦しむことを最初から求めているとする。これを内藤は「…(前略)めざされているのは、加害者が前もって有している欲望のひな型が、(殴られて顔をゆがめるといった)被害者の苦しみの具体的なかたちによって現実化されること」(同 : 50)と表している。そしてこれを「嗜虐意欲」と呼び、「いじめ」概念の中心として位置付ける。いじめが成立する要素としてはこれを基とし「①加害者の嗜虐意欲②加害者による現実の攻撃行動③被害者の苦しみという三つの要素が必要である」(同 : 50)としている。

先の定義はこれを基としながらさらに絞り込みをかけたものである。「実効的に遂行された」という文言があることでいじめが「(前略)一人称の心理的な情熱ではなく、あくまで

² 文部科学省 平成 18 年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』より
http://www.mext.go.jp/ijime/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/06/12/1327876_01_2.pdf
(2013.12.20)

も心理—社会的な相互作用として成立する。」(同：51)ものだと表す。これにより「人知れず呪いをかけるまじないをしたが何の効果もなかった」等の場合を除外することができているとする。「しかし、これだけでは通り魔などのケースも含まれてしまう」として、さらに付け加えられたのが「社会状況に構造的に埋め込まれた」の部分である。確かに、私たちが「いじめ」だと感じる、また目にする形は、あるコミュニティでの空気・慣習・集団の構造に深くかかわっているものではないだろうか。そしてさらに、集団の力が集まって働いた場合と比べたときの個人の孤立的な加害行為の及ぼす有害作用の限界について触れ、「集団の力を当事者が体験するような」の文言が加えられている。

現実のいじめが持つ特徴をよく表し、ほかの行為現象との違いを明確にすべて織り込んだ定義ではないかと思うので今回はこの定義を借りておきたい。

事項では、このような要素を持つ現象であるいじめについて、さらに内藤の言説を取り入れつつその構造を詳しく見ていくこととする。

1. 2 いじめの構造とその影響

本節では、いじめの構造を生物学や心理学や社会学の視点を入れつつ見ていくこととする。どんな風に生じ、どんな影響を起ししながら存在するものなのかをひも解いてみる。その中でいじめが限られた特殊な人たちの間で行われるものではないことを示したい。また、それを踏まえた上で、今回テーマとして掲げた学校という環境における子どもたちの抱える特徴・それに応じた対応の必要性を述べていく。

1. 2. 1 人はなぜいじめめるのか

いじめはどこにでもある。本稿で問題にしようとしている子どもの生活環境である学校以外にも、年齢や立場、そして時代を限定せず家庭や職場や様々な集団の中で散見されるものだろう。あらゆる職場にあたる大人の社会にもいじめはあるし、クラスの生徒たちから教師へ、家庭内で他の家族構成員から一人の子どもへなど子ども同士、大人同士でない世代を超えたいじめもありうる。

前節の最終項に挙げた内藤(2009)の定義づけの中では、「①加害者の嗜虐意欲②加害者による現実の攻撃行動③被害者の苦しみ」という三つの要素がいじめの要件としてあげられているが、この中で最も特筆すべきは嗜虐意欲であろう。先に述べたようにいつでもどこでもいじめが見られる可能性があるのは、私たちが一人一人嗜虐意欲をあらかじめ持っているからではないか。いじめが問題にされるとき、被害を受ける側の特性や学校の責任、家庭環境などがそれを引き起こすにいたった原因のように扱われることがあるが、今挙げたようなものはあくまでも我々のもつそうした意欲や本能を誘発する因子であり、この意欲があらゆるいじめの原因であるように思われる。「嗜虐」とは、辞書で引くと「残虐なことを好むこと」(大辞林参照)と出てくる。「そんな、残虐なことなんて自分は」と思う人は多いだろう。私自身も思う。事件として報道されたいじめの中でなされていたという行為や、その他の事件の犯罪行為を聞くと、たいてい「なにを考えているのだろう。どうしてそんなに酷いことができるのだろう」と思ったりする。しかし、本当にそれらは「自

分」には「考えられない」行為なのだろうか？ 嗜虐とまではいかなくとも、人のつらそうな顔を見てその人より優位に立っている自分に満足したり安心したり、スカッとしたり、そんな経験や感覚はないだろうか。

いじめいじめといって騒がれるのは人間世界だけだが、動物の世界にもいじめはある。集団性や心理性などはあまり見られないが、強いものが弱いものを追い回したり傷つけたりするさまを、動物を飼ったり観察したことのある人は一度は目にしているのではないかと思う。弱肉強食という言葉があるが、まずそうした原始的な欲求や行動として、他を制圧する行動があると思う。幼稚園や小学校低学年ごろまでのいじめは比較的こうした原始的・動物的な欲求や本能に基づいている場合が多いだろう。

しかし、だんだんと自分の欲求以外のことにも視野が開けてくるとどうだろう。人の感情や場の空気や、そういったものがわかってきて、自己承認欲求なども今までよりも複雑化した思春期にはどうか。それはやはり動物的な本能で片づけられない入り組んだ仕組みが行動に働き始めているといえよう。つまり、単なる遊びや生存競争本能だけでなく、自分の何らかの欲求の解消・昇華に人を使うという行動、すなわちいじめが本格化する。思春期の心理の特徴については後の項で詳しく見るとして、この部分をもう少し考えると、自分の存在力を示すために人の心身に暴力を加え、さらにそれを場の仲間と共同することで仲間意識を育てたり、自分が集団でうまくやれているという安心感・帰属感を持てたり、その力を周囲に示し場の空気を支配する感覚を味わうなどの効果がそこには生まれている。安心感と、全能感が本格化してしまったいじめにおける加害側の得るものであり、この味をしめている間はこれが嗜虐意欲の基となって同じような行為がエスカレートしながら繰り返されていく。

1. 2. 2 被害側にもたらす影響

そもそものいじめの大本と、それが加害側にどのような効果を生み、それがいじめをエスカレートさせながら継続させていくかについて前項で述べた。今度はいじめの被害に注目してみたい。

マゾヒズムという趣向もあるにはあるが、たいていの人にとって痛みを感じることは苦痛である。暴力を振るわれるというのは怖くて痛い。怪我をしたり、痣になったり、酷い時は重症になり後々まで後遺症が残る。これらは見た目に出やすく証拠が残るため、酷さの象徴になる。しかし、目に見えやすいものばかりが問題なのではない。いじめに限らず、暴力を一方的に、継続的に受けたことのある人に聞かれる言葉に、「感覚が麻痺してきて」というものがある。これはどうしたことだろう。

身体の痛みだけなら、例えば手術で麻酔が切れかけた時だとか、自分で事故にあって酷いけがをした時だとか、そんな場面での痛みのほうがいじめのなかでの物理攻撃による身体的痛みよりも大きいかもしれない。しかし、いじめにおいてはその身体的な痛みには大きなおもりが付く。すなわち、「自分という人間が周囲の人々から意図的に粗末に扱われている」という心理的な負担・痛みである。ある集団の中に日常的に埋め込まれて暮らしている人にとって、そこでの経験は身体の痛み以上に苦痛や絶望を伴うことであろう。それは受け手である本人にとっては自分という存在の軽視・否定に他ならない。有名なマズローの欲求のモデルにもあるように、私たちはどこかで他者と関わり、その中で自己を自己

として、しかも価値ある存在として、認められることを欲している。これがかなわないということは、日々の暮らしにおける安心を著しく損なう。人が精神的に安定し、その後の様々な活動や人間関係に前向きに取り組むうえで基盤となるひとつが自己肯定感と呼ばれるものだが、それがずたずたになってしまう。

結果として、日々の生活での不安や寂しさはもちろん、自分に対する自信のなさ、他者への不信感・恐怖感というその後の人生においても大きな影となりうるトラウマを残してしまう可能性が高い。なかには、いじめの体験をきっかけにうつ病になってしまうような人も珍しくない。うつ病とは、それを引き起こす原因と考えられるものとの因果関係がはっきり特定できないことが多いため勘違いされやすいが、単なる気分の波ではなくはっきりとした脳の病気であり、投薬やカウンセリングなどの専門的かつ長期にわたる治療を必要とする。その病気のなかでは、患者は自分を価値のないものとして責め続ける傾向が強まる。これに加えて、またはこれが強まると、「苦しい、もうこれから逃れるには死ぬしかない」「こんな自分では生きていても仕方がない、もう死のう」とい希死念慮に発展することもある。自殺を行う人の中でうつ病状態を抱えていた人の割合は高いことがわかっている。

このように、いじめは心身への負担が大変大きいものであり、とりわけ、その人が日常所属するコミュニティでの他構成員集団からの自分に対する負の反応がその人自身の自己肯定感を下げてしまうことが一番の問題であると考えられる。

1. 2. 3 思春期の心理と学校環境の特徴

所謂「いじめ」が一番多くみられるのは、小学校高学年から中学校時代にかけてである。もっと言えば、暴力や集団性、「単なるけんか」に落とし込めないような陰湿性を伴うのはその年齢層が多い。これはいったい何を意味しているのだろうか。

小学校高学年から中学校にかけては、ちょうど身体と心に大きな変化の起こってくる時期である。身体の変化による戸惑いや、大人に近づくことによって増える能力やエネルギーを持て余す状態に加えて、精神面でも様々な揺らぎを体験する。人との違いに敏感になり、自分はどんな人間で、生きている意味はなんだろうなどと今まであまり考えなかったようなことについて深く考えだし、悩む時期だといえよう。

世界が変わる・広がる、ともいえるが、それが知らず知らず大きなストレスにもなっている。そしてその「もやもや」、ストレス、行き場のないエネルギーは学校という閉じた集団生活の中に発散のきっかけを見出していく。一度それがいわゆる「いじめ」の形で開いてしまうと、そこで得られる安心感や爽快感、満足感が癖になる。大人と比べて不安定な自己、他者からの影響の受けやすさがいじめを助長させやすい。

さらに、被害側について考えれば、自我・人格が比較的確立され安定してくる大人と比べて、思春期の子どもは他者と自我の境界が曖昧である。いろんなことに疑問を持ち、いろんなことに憤る。小説家、エッセイストとして活躍する田口ランディさんの著書『できればムカつかずに行きたい』（2000年：新潮社）のなかに、こんな一節がある「(前略)一人は人、自分は自分なのに、十七歳の頃はとういうわけか大人の言動が許せなかった。大人たちの態度に傷つき、怒り、反発した。すべて他人事なのに……。」これは大人への反応を書いたものだが、身の周りの他者すべてに対して、その人たちから得られる刺激に対して、

感じやすい特徴は思春期には強いものと思われる。そんな時に、前項で述べたような打撃を身近な集団から受け続けるというのはそれこそ大変なことだ。

さらに、小学校から中学校は義務教育の期間である。ここでの特徴は、他に選択肢のない世界であるという点だ。たいていの子どもは公立の学校に通い、そうでなくても一定の教育機関で国が定めた学習指導にのっとって最低限の教育を受けることができるとされているし、また保護者にはそれを保障する責任があるとも考えられている。好きなことがしたいとか、学校に行きたくないとか、そんなことを思ったとしても「中学校までは行って当然」という理解が周囲にある。そしてそこでは人間関係が否応なく固定され、一年間か二年間かはうまくやっていくことが求められる。中学生はアルバイトもできない。学校以外の世界を知る機会がないことに加えて、自分で自由にできる金銭の少なさ、行動範囲の狭さもそれは意味しているといえよう。同じ年頃の子もだけで集められた小さな世界で、小さな違いや空気を読むことに敏感になりながら、自分の生活圏の他に世界を知らず生きていかざるを得ないのが義務教育期間の子どもが置かれる学校生活環境の特徴だといえる。

こうした、思春期ならではの精神状態と義務教育期間における学校という環境が、本章1項で述べた人間がもともと持っているいじめの加害の元・そして2項で述べた被害側に立った時に受け得る影響双方に相乗効果としてついてくるのが思春期における学校でのいじめの特徴である。ここについて特別に配慮した対応が、学校でのいじめを考えるとときには必要であると考えられる。

2. 現在のいじめをめぐる対応

この章では、現在のいじめに対する世間の対応を主体別にみていくことにする。

2. 1 行政の対応

いじめが社会問題として騒がれるようになって、行政としてもなにかしらの動きが示されるようになってきている。この節ではそういった大きい部分での対応を見ていく。

2. 1. 1 国としての政策

2012年に大津市のいじめの事件が公になってから、国は国民に向けていじめの対策に動く姿勢を本格的に見せるようになった。2013年6月にはいじめ防止対策推進法という法律が新しく成立、公布され、9月から施行されている。この法律とはどのようなものなのだろうか。

参議院事務局の発行している立法と調査という資料内で「いじめ防止対策推進法の成立」と題して説明がされていたのでそれを参照したい。³ それによれば、法案は大津のいじめ

³ 「いじめ防止対策推進法の成立」文教科学委員会調査室 小林美津江 参議院 HP 事務局からのお知らせバックナンバー一覧より (2014. 1. 9)
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20130903024.pdf

事件をはじめとする全国でのいじめの問題深刻化に伴い与野党 6 党が国会に共同提出したものである。国会の場で、政党を超えていじめ問題への何らかの対応の必要性が共有されているといいだろう。その成立した内容としては、「いじめを禁止し、国及び学校に対し『いじめ防止基本方針』の策定を義務付けるとともに、(地方公共団体は努力義務) いじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときの所管警察署との連携、いじめの重大事態に対処するための学校等の下に設置される組織及び調査、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等を求めるものである。」(同資料前文引用) 国として、今までより一層のいじめに対する対策を講じるように学校に求めたことになる。この法案ができるきっかけとなった大津市の中学校でのいじめ事件は、事件から一年という時間を経て、いじめに由来するとみられる生徒の自殺があった後でも学校や教育委員会が適切な対応をしなかったことやその体制に問題があるという形でマスコミによって公にされた。それを受けて市は弁護士をはじめとする有識者等で作る第三者調査委員会を作り、その調査結果報告が法案の材料の一つとされている。

2. 1. 2 警察の介入

大津市の事件を受けて文部科学省にできた「子ども安全対策支援室」から、2012 年 11 月に「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」⁴という通知が各都道府県知事、教育委員会などに対して出された。これは度重なるいじめ被害による自殺などを受けて、いじめにあっている子どもを守ることを徹底して守るとともに、いじめて居る側への指導も考えることを目的として出されたものであり、「社会で許されないことは学校の中でも許されない」ということと自分の行った行為に責任を持つことを指導するよう求めたものである。

「もとより、いじめについては、その行為の態様により、障害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規に接触する可能性があるもの」とし、いじめの中に散見されうる行為が社会的にも罰せられうる罪となることに触れ「(生徒の)問題行動の中でも、特に犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する」(同通知による)ことが望ましいとしてそのような対応がとられるよう呼びかけている。

2. 1. 3 子どもに関係する公的施設の対応

文部科学省では 24 時間いじめ相談ダイヤル事業を平成 19 年から全都道府県で実施している。かけた所在地の教育委員会相談窓口に 24 時間つながる、いじめに悩む子どもや保護者がかけられる電話相談である。その他、法務局では子どもの人権相談 110 番が、警察では少年相談窓口が設置されているほか、全国都道府県の設置する児童相談所へもいじめの相談の電話がかけられるようになっている。前項に名前だけ出したが、文部科学省では 2012 年 8 月にいじめをはじめ子どもの安全を守るための仕事をまとめる「子ども安全対策支援室」を設置し、各都道府県の知事や教育委員会等へいじめに対する対応の指示を通

⁴ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm

知として出すなど、それまでは各地域に任せていたいじめへの対応を先頭を切って指示するように変わってきている。

2. 1. 4 教育委員会の対応

2013年9月17日のMSN産経ニュース⁵によれば、大阪市教育委員会では生徒の問題行動を5段階に分け、そのうえで対策をそれぞれの段階についての対応をまとめていじめ等が起こったときの対応指針を作って各市町村に活用を呼びかけることにした。問題行動を分類して対応指針を作る動きは全国でも珍しいという。レベル1では反抗的な態度や無断欠席といった軽微なもので、対応は担任や学年主任、レベル2では軽い暴言や器物の損害で、管理職が保護者を交えて対応、レベル3では暴言・暴力・喫煙などで対応は警察やソーシャルワーカーなど外部機関と連携して、レベル4では傷害行為や危険物の所持・使用等で教育委員会が当該生徒に出席停止を命じ、レベル5では重い傷害行為や凶器保持で警察へ通報、といった形でまとめられている。警察などの文字が躍る一方で、加害行為を周囲にする生徒にそうした行動からの立ち直りを指導として行い結果的にその被害も減らすというあくまで生徒の教育的指導を大事にする立場も守られている。あらかじめ例のような事態が起こった時に学校のとる対応を明確にしておくことで、生徒に対する問題行動の抑止効果や、保護者への協力が求めやすくなるなどの効果が期待されている。

2. 2 学校内部の対応体制

子どもの生活に一番近いともいえる学校現場では、いじめをどのように扱ってきたのだろう。諏訪哲二は2013年の著書『いじめ論の大罪』のなかで、いじめがあった時に学校や教育委員会が「あつてはならないことを起こさせ」「発覚した後も責任を果たさず対応を誤った」とバッシングされる風潮とメディアの報じ方に「あるのが普通でないほうがおかしいくらいのを、あつてはならないのに～という言葉は担当する当事者を責めるためだけの絵空事」と警鐘を鳴らした後、次のように述べている。「ただ、学校側が『学校にあつてはならないこと』と口にしたら、少し注意したほうがいい。学校(一般の教師も含めて)は自らをひとつの聖域(世間や社会の常識やルールとは違ったちからや論理が働いているところ)と位置づけている。実際世の中や社会の常識やルールがそのまま通用したら、子ども(生徒)を教育するという使命は果たせないことになる。」(諏訪：2013：40)と。

学校がいじめ事件において記者会見などに立たされた時にいう決まり文句、世間の常識から見た非難をかわそうとする意図だけに見えるかもしれないが、本当に教育に携わる者としてそうした理想や使命を掲げている故の場合が多いと感じるという。自己保身や責任逃れで、つまり個人の利益を考えて、マスコミが報じた世間の人が思い込む「情けなくて煮え切らない」コメントが生まれているのではないと。学校には加害に対する直接的な責任があるわけではない(すべての生徒を管理する力や権限があるわけではない)ということに加えて、どんな事件になろうとも未成年でいずれまた教育の場に戻ってくる「加害者」

5

http://sankei.jp.msn.com/west/west_affairs/news/130917/waf13091711560018-n1.htm
(2014. 1.9)

の人権も守っていかなければならない教育機関としての立場があることも、「隠ぺい体質」といわれる情報開示の遅さには関係していると述べる。

教育に携わる者としての使命感からくる「あってはいけないことだ」「なくさなければいけない」という考え方がいじめが起きたときの対応に影響し、それが結果的には「対応すべき事実を認められない」という態度に繋がってしまうこともありうる。そして、教育機関としてその地域の数多くの生徒とその未来を今後も抱える身として、下手に動くことがためらわれる。そんな学校の事情がうかがえる。

また、いざいじめがあった、それに対して何らかの動きを実際にしようという時、共同通信大阪社会部(2013)によれば、現場の一担任教師はなかなかその声を上げづらい、取り掛かりづらいのだという。一つには、学校全体が事なかれ主義、もしくは先のような情熱にも類する「いじめはあってはならないこと」に縛られてそれを自分の管轄内で認めない、大ごとにしたくない姿勢がある場合があること。そしていざ問題にしようとしても膨大な書類をその対応に際して作成し教育委員会に報告しなくてはならないことによる負担、生徒と腰を据えて向き合う時間が取れないほど他の業務にもっていかれる時間が大きいこと。そして、いじめが起きたときに学校全体で様々な立場の教職員が役割をもち対応する体制がないと教師が首が回らず途方に暮れたまま解決に進むことなく頓挫してしまうことがあげられている。また、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーも近年学校に配置がされるようになってきたが、なかなか教師と密に協力をしていじめに際する子どもに向き合うのは難しい現状がある。彼らは専門的に子どもの心に向き合う技術や役割があるが、日常的にそこで勤務できるわけではまだなく、非常勤の場合が多いこともある

「いじめなどの問題行動＝あってはならないもの」という情熱と理想が結果として起きている現実に対応できない誤った方向に組織全体で働いてしまう可能性と、教師の対応しなればいけない仕事量、そしていざ行動をしようとしたときにも単独での行動に収まりがちでチームとしての体制が敷けていないことが学校でのいじめが起きたときの対応の現状といえる。

2. 3 NPO 等の対応

公的な機関だけでなく、非営利の NPO 団体もいじめに向き合って活動をしているところは様々ある。ここでは有名な「チャイルドライン」⁶の活動を取り上げて紹介したい。チャイルドラインとは 1970 年代に西欧で始まった取り組みで、日本では 1998 年から世田谷にて活動が開始されている、18 歳以下の子どもを対象とした無料でかけられる「子ども専用電話」のことだ。2013 年 6 月の時点では 44 の都道府県 76 の実施団体がチャイルドラインの活動を行っている。特定非営利活動法人のチャイルドライン支援センターがすべての団体の活動をまとめ支え、各地で協力団体を募って活動を広げていこうとしている。官公庁や大数々の企業が後援や支援をしており、数ある NPO の取り組みの中でも大々的に

⁶ 参照 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センターHP
<http://www.childline.or.jp/supporter/> (2014. 1.9)

認められている活動といえる。支援センターによれば、行政の設置する電話相談よりもチャイルドラインに寄せられる着信の件数ははるかに多い。

チャイルドラインの特色は「アドバイスやお説教をするのではなく、子どもにそっと寄り添い、そっと子どもの声を聴く」(支援センターHP から引用)ことであるという。お金はかからないし、名前を言わなくてもいいし、嫌になったら切ってもいい。そういったことも明記して知らせてある。チャイルドラインの電話番号を知らせるカードやポスターなどを用いた広報活動を積極的に行い、周知に努めている。利用した子どもからは、「話を聴いてくれてほっとした、こういう場所があってよかった」等の感想が寄せられる。2012 年度の活動報告⁷によれば、着信数の全体のうち 45%は発語なしで、発語はあったものの会話不成立とみられるものを含めると 6 割では会話が成り立っていない。しかし、「かけてみたけれども勇気が出なかった」「本当に自分の話を受け止めて聴いてくれるのか」といった子どもの心情を推し量り、無言にもしっかりと丁寧な対応を心がけ子どもにゆっくり向き合うよう電話相談員にも教育をしているという。かっちりとしたイメージ、大ごとのイメージが持たれる可能性のある公的な機関の相談窓口よりも気軽さ、親しみやすさがあることに加えて、このような無言の中にも心情を認めて向き合う姿勢が徹底されていることが、子どもにとってはありがたいところではないだろうか。

2. 4 家族の対応

家族—それは子どもにとっての生活の基盤である。子どもが集団社会に出ていくまでの第一の環境は家庭(もしくはそれに類する場所)である。そこでどんな大人に囲まれ、そういった人たちから自分に対してどんな反応を受けて育つかは学校での人間関係以上にその個人の人格に色濃く影響する。ここではそんな家庭での子どもへの対応について考えてみたい。

いじめがあった時に、そしてそれを知った時に、考えられる親の反応はいくつかある。①すぐさま(わが子がそんな目に合っているなんて)として担任教師や学校に相談・対応要請に行くというもの。②悩んではいるようだけれども、しばらく話を聴きつつ様子を見よう、という見守り型。③「大したことはない、よくある喧嘩の一種だろう」の楽観視、もしくは無関心からの何もしない型。④「お前に問題があるんじゃないか」「弱いから、やり返さないからいけないんだ」との言葉が出る激励型—こんなところだろう。

または、気づかないという場合もあるだろう。この場合は親子間での交流や時間が少なかったり、関係がうまくいっていなかったり、あるいは子どもが親を気遣って悟らせないようにしていたりということが考えられる。

節の説明冒頭でも少し触れたように、子どもの人格形成に深く影響し、また起床している時間のほとんどを過ごす学校に次いで第二の生活の場になるのが家庭である。養育環境

⁷ チャイルドライン 2012 年度実施報告

<http://www.childline.or.jp/supporter/2012%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%80%E3%83%81%E3%83%A3%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A0%B1%E5%91%8A%E3%80%80%E6%A6%82%E8%A6%81%E7%89%88.pdf> (2014.1.9)

にある大人すなわち保護者が子どもの様子に気づき、それをどのように支えられるかは子どもの心を救うための一つの大きな砦となる。学校で嫌なことがあったり、存在を否定され、居場所がないと感じていたとしても、家に帰ってくればそこでは安心できる。保護者や兄弟が自分を愛し、尊重してくれる。悩みを打ち明けられる。家庭でそんな役割が果たせれば、子どもは自分の存在を完全に否定されずに済む。これを踏まえると励ますつもりでも一番やってはいけないかつ陥りがちなのは、④のような形だろう。「学校はいかなきゃ」とは、言われなくても子どもは思っていることが多い。こうした言葉でぎりぎりの場所にいる子どもを不用意に追い詰めることがないようにすることが必要である。

また、親が異変に気付いたとき、悩ましいのはいかに本人の自尊心を傷つけないように対応するかということでもあるだろう。子どもは親の願いや悲しみ、落胆を前もってわかってたり感じ取ったりする。「親が悲しむと思って言えなかった」「心配してくれてもついそっけない態度でなんでもないと行ってしまった」というケースもある。さらに、家庭にもよるが学年が上がるにつれて親との会話が減る、何かあった際の相談先が親でなくなるのは比較的どの子どもにも見られる傾向だ。こうしたことを踏まえて、どのような面に気を配り、なにか気が付いたときにはどんな対応すればいいかを考えておく必要があるだろう。

3. 今後の新たな被害深化を防ぐために

3. 1 学校内での体制変換

前章までを受け、いじめが起こった時に対応が必要となる・また期待される機関は学校の他にも存在し、また想定されるべきだと考えるが、やはりいじめが起こった時に一番近い場所になる学校での対応の課題をここでは最初に考えていきたい。

3. 1. 1 発生に対してではなく対応を評価する

いじめが起こったとき、そして事件があった時に、「学校側がいじめの事実はなかった、確認できなかった」という発表を繰り返すことがある。それは、いじめがあったことがすなわちその学級担任の指導不足、学校の管理不足、校風の悪さ、などにすぐにつなげて考えられ、また発生で彼らの評価を下げるような仕組みが根付いているからだと述べた。

また、1章の2節で述べたように、いじめの構造と我々が集団に身を置いた時の精神、そして思春期の心を合わせて考えたとき、「いじめゼロ」という標語がいかに現実を見ないばかりか覆い隠してしまうような考え方であるかも念頭に置いたとき、まずは学校の中でいじめの発生によって学校関係者の評価を下げるような仕組みを置くべきではないという結論が出る。予防に取り組むのは評価されるべきかもしれないが、起きてしまったからと言って教員の指導や学校の方針の不手際だと決めていては、学校側はいじめについて隠ぺい体制にならざるを得ない。「起きてしまうものだから、かといってその中で人が傷つくのは仕方ないこととはいえないから」というスタンスが定着すれば、大腕を振って上がってきたいじめの案件に向き合うことができる。

3. 1. 2 他教職員・専門職との連携強化

共同通信大阪社会部(2013)による大津のいじめ事件の調査によると、事後世間からの担任教師へのバッシングが相当教師を追い詰めていることがわかる。もちろん、取組みには不十分なところも指摘されるのかもしれないが、こうしてわかりやすい「責任者」だけを一点集中で叩いてもどうにもならない現実もある。大津に限らず、いじめかな?と思った教師が何か個別に被害側や加害側と接触を持ったあとに、それを他の職員と共有しともに考えていくというプロセスを踏むことが思いのほか多くない。第一発見者である教員が迷ったまま、またはほかの仕事に忙殺されてそれを共有せずにいてしまうこともあれば、教職員会議において問題の芽を報告し、協力や注意を仰いだものの、「いじめだと断定してしまえば強力に対応せざるを得なくなる」「まだ様子見で」と流され、表ざたにしないように扱われてしまうことも多いようだ。臭いものには蓋、の姿勢である。

これではせっかく問題の兆候が発見されたとしてもその気づきを生徒を救うために役立てることができない。前項で述べたような意識を学校全体で「あったらまずい」から、「起こってしまっても仕方のないもの、子どものためにそれをどうやって深刻化させないか」という形で持ち替えることがまずどうしても必要となる。そうすれば発見者となった学校内の大人が学校の中での動きにくさや体裁を気にして他の教職員に言い出せないという事態はまず多少軽減されるだろう。

そのうえで、各立場の教員で情報共有を図り、役割を分担して協力体制を持つことである。文部科学省が国立教育政策研究所生徒指導研究センターと2007年に共同編集した「いじめ問題に関する取り組み事例集」⁸には、各地域で実践され、いじめの深化を防ぎ解決へ向かった取り組みの実例が紹介されている。スクールカウンセラーが吸い上げたいじめ被害の悩みを担任と共有し、担任とカウンセラーを中心に生徒の話を聴いたり家庭訪問を繰り返したりするなどして生徒の学校での居場所を作るとともに、学校全体でもいじめに直接かかわった生徒に限らず道徳的指導や感情表現のトレーニングを生徒たちに行い、教職員間で綿密な情報のやり取りをして被害生徒の学校生活を安定させていった事例の他、いじめ対応のチームを役割を決めて組んでおき、ことが発覚した場合には家庭訪問担当・いじめた側の生徒への聞き取り担当・いじめられた側の話を聴く担当・教室での当該生徒の人間関係づくり担当と協力しながらも役割をうまく分担することで各方面からスムーズに情報を吸い上げて早めの細やかな対応が被害側と加害側のいじめからの立ち直りに役立った事例などがあげられている。どれもいじめの対応には時間を要し、さらに早急かつ被害生徒・加害生徒・他生徒・そして保護者と多岐にわたる対象に働きかけが功を奏することをうかがわせている。教科指導の他に部活もち、委員会もち、直接生徒にかかわるわけではない書類の仕事も多くある一担任教師一人にこうした対応を任せるとすれば荷が重すぎ、教師までも追い詰めてしまうだろう。

⁸ <http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/index00.htm> (2014. 1.9)

3. 1. 3 「教育の問題」で終わらせない

被害者側が自殺をしてしまったようないじめで明らかになった加害行為の内容は、社会一般で同じことをしたら罪に問われるようなものも少なくない。暴行、恐喝、名誉棄損などが考えられる。もちろん、事件として取り扱われるものは今までにも述べてきたように氷山の一角であり、それ以外にも様々な場所で多かれ少なかれ起こっていることだろう。

大津市のいじめ自殺の際、またそれ以前の大々的な事件で、「このような犯罪として扱われるべき行為が一方的に一人の生徒に行われていながら、なぜ警察を呼ばなかったのか」という批判が学校関係者に宛てられた。(共同通信大阪社会部：2013 参照)関係者は、「これは学校内部での問題であり、教育の中の話なので」という回答を出すという。ここには、子どもというのはいまだに成熟しておらず、今後指導をしていくことで性格や行動が安定・改善するという見方と、学校の、「友達」関係の「ちょとした」いざこざにわざわざ警察や司法を持ち込むことに対する違和感、そしてそこまで大ごとになった時の対応に迫られ様々な悪い注目を集めることへの回避願望が含まれているといえるだろう。

一つ目の点に関しては、教育機関として理想をもち、生徒の指導にあたることは大事なことであるともいえるが、先のような回答をした場合、のちに「問題が起こったら全部あなたたちの指導が不十分だったということになります」と言われても仕方がなくなってしまふ。結局こうした発言を出すことはいじめをどんなものでも学校の指導の範囲に収め、責任を持つと宣言しているようなものだ。そして果たして、それができているのかといえれば、できてはいない。これはどちらかといえば理想や教育指導の使命感に燃えているためというよりは、三点目の、大ごとになって余計な注目や捜査に晒され、またそれによって仕事が増えては困るという意識に近いものがあるのかもしれない。

二つ目の点に関しては、それが真剣に考慮されているとしたらもっとも悩ましい正解の見えない問題だと感じる。どうしてもためらいが生じる。「そこまでのこと」にしてしまっているのか。それをする事でまだ修復可能な関係が決定的に分かたれてしまうのではないか。そんな懸念を持つ教師は少なくないと思われる。

しかし、それではやはり心や命を救えない現状は重く見るべきだろう。内藤(2009)は、いじめの発生段階でまわりの大人がそれを発見し、適切にそれは許されないという態度を示して向かうことで、いじめの深刻化は防げると述べている。見て見ぬふり、あるいはまだそこまで大ごとではないという楽観的な声掛けによって、子どもは(まだ大丈夫なのだ・もっといける)と行為をエスカレートさせていくと。内藤の他にも、近年の事件を基にしていじめの加害への厳罰を求める声は上がっている。必ずしも通報、警察、司法の上でのペナルティとまでいかなくとも、「いじめ」で片づけずに、時には生徒の行った一つの行為を社会の規範に照らして対応を変える必要はあるように思われる。

3. 1. 4 子どもたちへの指導の見直し―集団心理や思春期の心理の理解と共有―

内藤(2009)は、子どもたちは世間の道徳や規範とはまた異なる子どもたちなりの合理的な理由や正義に基づいて行動しており、それを頭ごなしに否定されるのを大変嫌うと述べている。確かに、なにもいじめの場面に限らず、私たちはそうした経験があるだろう。自分の考えや好み、事情があってしていることを否定されたり、上からこうしろああしろと正解や禁止を言われたりするとむっとする。時には憤慨する。そして、そのように扱われ

ることの苛立ちはそのまま言われた内容への否定・反発になりやすいと考えられる。

ただでさえ、そういう心情を持ちやすいことに加えて、普段はもちろんいじめの場面においてはその集団のまさに一員である自分の生き残りをかけた利害計算がきちんと働いている。一度始まってしまえば、弱いものがみんなの標的になることも一つのルールにのっとった流れであり、それを覆すほうが「不自然」だ。そんな背景・考え方のところに「いじめをなくそう」「あつてはいけない」と謳っただけの指導をぼんとしても、生徒たちからすれば、なにを綺麗ごとをという意識がのこるだけだろう。

いじめが起きる前から、そして起きてしまった後の指導でも、自分たちが持つ他人への攻撃性や承認欲求・集団になった時に個々の人格にそのことがもたらす作用・そして子どもたちの年齢に応じた精神的な傾向や欲求を、かみ砕いて紹介し、ともに考える時間を持つことが、こうした子どもたちの感覚に対する「頭ごなしではない」ひとつの対応の仕方なのではないかと考える。私たちは、困ったりいらだったりしている時に、それがなぜなのか、何に対しての感情なのかはつきりわかっていないことが多い。たとえばなにかいらいらしているとして、それが自分の抱えている欲求不満から来ていることに気が付かずにいる。欲求不満があるということは、当たり前だが欲求があるということである。欲求不満なのだと気づけば、ではその基となる欲求とはなんだろうという思考ができ得る。もしかすると、その欲求を満たす別な手段を考えることもできるかもしれない。こうした認知や思考は、自我が不安定とされる思春期にはその時期の自分や他者に対する苛立ちの強さや不安の傾向からみるに、なかなか大人と比べてできにくいものだろう。これを手伝い、一緒に考えていくという視点を、生活指導や日々の何気ないかわり、または道徳の授業などで取り入れてはどうかと考える。心理学などはなかなか小・中学生にはなじみの薄いものであるかもしれないが、心の働きというのは誰しも関係のあるなじみやすい分野でもある。大きな、即効性のある解決策ではないが、期待が持てるものではないだろうか。

3. 2 社会の意識変革の必要性

掲げた理想や理念というものは現場で生かされていかなければ、努めて生かされるようにしていかなければ、ただのきれいな言葉で終わってしまう。例えばいじめ防止対策推進法を改めてみると、よいことを言っているように見える。そして、社会的に問題として深刻化したものに対して、国が一つの見解・姿勢を毅然として示すという点ではそれは決して無駄ではないと感じる。しかし、掲げられていることというのは誰かが勝手にやってくれて達成されるわけではない。そして、掲げてそれがよいものだとなつてそれそれがそのままうまく実際に実行されるかといえそうではない。

学校だけ、担任教師だけにいじめの問題の責任を押し付けてはいけないという考え方をもって進めてきたが、子どもが一日のうちで長い時間を過ごす学校でどんな対応ができるかはもちろん重要だと考える。しかし、その学校の中で教師たちがどのように動くかは、学校内部の職員全体・学校を評価監督する教育行政・それを取り巻く保護者をはじめとする世間の人々がそれぞれいじめという問題に対してどのような意識態度でいるかに左右されるだろう。

最近はいじめはどこにでも、どんな子ども間にも起こりうる」「教育行政はいじめの発

生の有無によって教師や学校の評価をするのではなく、それに対する取り組みがどのようになされたかという部分について評価するように」ということが様々な場面で頻繁に言われるようになってきている。これが本当に理解されそれを踏まえていじめへの対応がとられるようになるためには、現場の職員やその管理者だけでなく、そこに世論として影響を与える私たち一人一人がいじめという問題に対してその意識を持つことが必要ではないだろうか。そうでなければ、いじめを調査し多く発見してまじめにことに当たろうとする学校を、「いじめが頻繁にあるなんてよくない学校」と糾弾したり不用意に悪い評判をあおってしまったたりすることにもなりかねない。この意識をどう個々人で持つか、普及させるかという部分については、なかなか難しい。個人の意識や考え方を外側から強制することはできないし、してしまってもいいものでもないだろう。本来はここについて本稿の中で考えを深めたかったのだが、結局、前節最終項で述べたような、「誰もが持ちうるいじめでしよう元の心理」を教室の中で、それこそ道徳の時間を使って教え考える時間を作っていくことが長い目で見れば世間の意識を変えることにつながるのではないかと思う。

3. 3 学校以外の世界の提示

いろいろ—というほどでもなかったが、いじめについて書いてきて、いじめが起こってしまったときに実際どんな対応があれば子どもの被害の深刻化を防げるかということについて考えてきた。当初から、いじめのしんどさの核は、ある集団に否応なく縛られていないといけない毎日の中で、その集団から自分という存在を否定・軽視され続けることだと考えてきた。自分や周囲の人々の心や考え方が変わって、そうした孤独な状態が改善すればそれが望ましい気がする。しかし、やはりそれはなかなか難しいことだろう。仮にできたとしても、そこでの経験から得た感情は消えることはないだろうし、まして時間がかかる。

先ほどいじめのしんどさについて私見を述べたが、改めて書くと、核となるのは「他者からの自分の存在の否定と軽視」であると思っている。1章の2節で述べたいじめの影響にもあるように、それは人間が精神的に安定し毎日を楽しむためにどうしても必要な自己肯定感を損なうものであり、それが傷つけられつづけなくなってしまうとうつ病のようになって苦しみを逃れるためや生きる希望の喪失により自殺へと走ってしまうことにつながりかねない。だとすれば、その自己肯定感を他の場所で担保することができれば、最悪の(何が最悪かは人によるだろうが、ここではまだ未来ある子どもがいじめを苦にして自分の手で命を落とすということをそれとする)結果には至らないのではないかと思う。

いじめの当事者になった時にとりわけ子どもが悲劇的に思われるのは、義務教育期間における子どもにとっては、日常のほとんどがそこで完結しているからである。学校が辛くなったとき、それでもあそこに行けば—とか、学校には行かなくてもいいかな、という選択肢がまだまだ少ない。現代はそれがネットだったりするのだろうが、やはりそれ以外の場に対する世間の意識や許容度が低く、他の受け皿に行く前に「中学ぐらいちゃんといけ」という対応になってしまいかねない。高校生と違い、専門学校という好きなことを伸ばす場所にも行けず、アルバイトでお金を貯めるなどの今までにない社会と接点を持って働き認められて対価を得る自信つけもできない。そこで、もっと小学校、中学校というコミュ

ニティ以外の場所が増え、活性化するとよいと思う。塾でもよいし、習い事の教室でもよいし、ボランティアでもよいし、アルバイトはできなくても、地域の公民館や福祉施設などで門戸を開き、気軽に足を運んだりそこで人間関係を築くことのできるような時間を持てる場を提供できないだろうか。好きなことに熱中できたり、学校以外にも人間関係の築ける社会があるということ子どもたちに広く教え、そこへの参加を促すことができれば、まだ知らないそうした世界の可能性を見ずに生きていくことに絶望してしまう子どもの数を減らせると考える。

おわりに

本稿では子どもの心身をいじめ被害の深刻化から守るためにという副題を掲げて、学校におけるいじめの問題への望ましい対応を考えることを目的としてきた。最初にいじめという現象を一度捉え直し、それが常に・どこにでも・誰にでも起こりうるものであるという見解を示した。次に、その見解に照らしていじめに対する現在までの対応について子どもを取り巻く主体・機関別にみていき、そこに見られる対応に不備はないか検討した。さらに①学校や教師のみでなくそこに影響を与える「世間」を構成している我々一人一人が②いじめをあってはならない・なくすべきものだという考え方を転換し③子どもも大人も自身の感情の動きに自分で目を凝らし、それを認めることがいじめ被害を深刻化させない対応を充実させる核になるという主張を展開し、それを基にした子どもを支えるいくつかの策の方向性を挙げて結論とした。

反省としては、圧倒的な調査不足、段取り不足があげられる。結果として独りよがりな内容になってしまった。自分の考えていたことをそのまま書き進めてしまったといっている。先行研究との照らし合わせと、説得力を持たせるための情報の提示ができなかった。また、本稿は文献やインターネットを通じた情報を基に自身の問題意識を重ねて書き進めたが、こうした問題は実際に現場で子どもに近しく活動している方々や、当の子どもたち、そしてまた私が本稿で問題にしたかった人々の意識というところなどはとりわけ周りにいる人々などに協力をお願いして、生の声を取り入れ考察を深めることが望ましかったと思っている。また、望ましい対応とそれに必要な各主体の行動を具体的に考察できなかったことは、掲げた目的を達成できなかったということであるので今回の提出を終えた後今後書き直しを図りたいと思う。

感想としては、まず何かに対して自分が考えて居るようなことはたいてい文献の中に書かれているということを知れたことがよかった。そして、しかしそれも思ったようには広がらないという部分に課題を感じた。私がもともと意見として持ち、そしてこの論文を書く中で提唱したかったのは、いじめの問題を深刻化させないためには、何にも先立ち私たち一人一人が自分の中にある薄暗い感情や、差別意識や、気づいていない無関心に常に自覚的であろうとすることが必要であるということだった。これは、いじめに限らず障害や、貧困など、今までゼミや社会福祉の勉強を通して触れてきたすべての社会の課題に通じることだと思う。

人の意識を変えたいと思うこと自体が不可能だったりおこがましかったり、ともすれば洗脳や統制などの危うい話になってしまうことかと思う。そして、意識の変革といったときそれはとてもあいまいでふんわりした結論になってしまう。問題はそれをどうやって行うかだ。ここについては結局具体的には考えられなかったというのが正直なところだ。私は現在のところ、今後学校機関などで子どもと近い場所で直接かかわっていくことはない。自分の問題意識に照らして、私が今後いじめの被害にあっている子供たちの支えに何かできるとしたら、いったいなんだろう。答えは見つからない。もし目の前で悩んだり悲しんだりしている子どもがいたら力になりたい。話を聴いて、いいところをたくさん見つけて、しんどいかもしれないけれど自分はこれからあなたのことを思っているよ、いつでも話をしようといいたい。自分の子どもができたなら、いじめに向かってしまう心もいじめられて傷つく心も認めたうえで一緒に考えようと誘いたい。しかし、もっとそれ以外の、例えば学校の体制や道德教育や、制度的な話を何とかしたいと思った時に、一個人にできることはあるのだろうか。どうやって声を上げたらいいのだろうか。意識を変えるには、制度を変えてしまうことが必要に思われた。しかしその制度が変わるには、それを動かす「民意」が必要で、結局？という土壺に戻ってきてしまった感は否めない。

もう一つの残された課題としては、いじめをしてしまった加害者側に対しての対応を詳細に考えられなかったことがあげられる。犯罪の加害者の抱える背景や、更生についての議論のような、加害への向き合い方もこの議論においてはやはり必要なものと思われる。

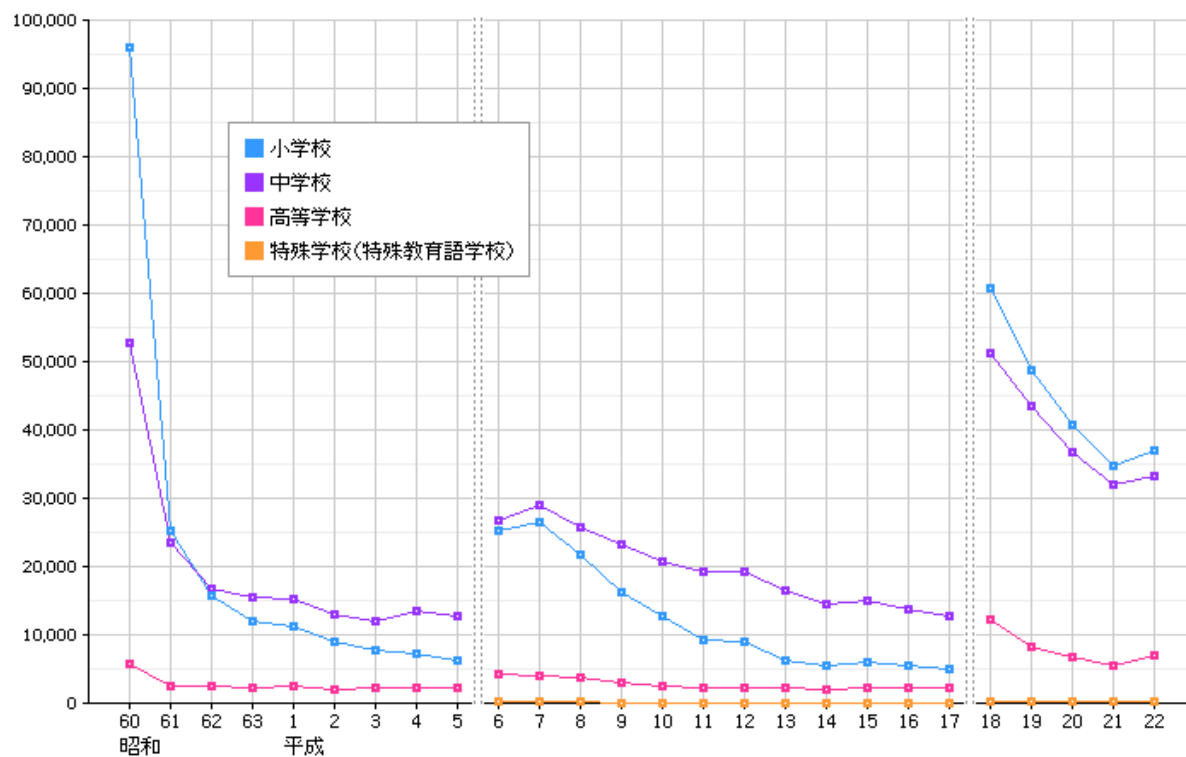
ありきたりな締め方にはなってしまうが、自分が示した当事者意識を持ち続け、大人として子どもの心身を守るために何ができるかを考えて学ぶ姿勢を持ち続けたいと思う。

参考・引用文献

- 秋山聡平・斎藤友紀雄 2002,『自殺問題 Q&A』 至文堂
- 石川瞭子ほか 2009,『スクールソーシャルワークの実践方法』 青弓社
- 教育科学研究会 編, 2008 年『なくなる「いじめ」を考える』 国土社
- 教育科学研究会, 2013,『いじめと向き合う』 旬報社
- 共同通信大阪社会部, 2013,『大津中 2 いじめ自殺—学校はなぜ目を背けたのか—』 PHP 研究所
- 楠凡之, 2002,『いじめと児童虐待の臨床教育学』 ミネルヴァ書房
- 笹内仁 ほか, 1986,『いじめ—見えないこどもの世界—』 慶應義塾大学出版会株式会社
- 諏訪哲二, 2013,『いじめ論の大罪—なぜ同じ過ちを繰り返すのか?—』 中央公論新社
- 芹沢俊介, 2007,『「いじめ」が終わるとき』 彩流社
- 田口ランディ, 2000,『できればムカつかずに生きたい』 新潮社
- 竹川郁雄, 2006,『いじめ現象の再検討—日常社会規範と集団の視点—』 法律文化社
- 内藤朝雄, 2012,『いじめ加害者を厳罰にせよ』 KK ベストセラーズ
- 内藤朝雄, 2009,『いじめの構造—なぜ人が怪物になるのか—』 講談社現代新書
- 長岡利貞, 2012,『自殺予防と学校—事例に学ぶ—』 本の森出版
- 野口康彦・桜井しのぶ, 2011,『子どもの心と臨床発達—現代を生きる子どもの理解と支援のために—』 学陽書房
- 毎日新聞社会部編, 1995,『総力取材「いじめ」事件』 毎日新聞社
- 吉田修二, 1996,『いじめの心理構造を解く』 高文研
- 小林美津江,「いじめ防止対策推進法の成立」 立法と調査 2009, 9 No.344
- http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20130903024.pdf (2014. 1.9)
- 文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター共同編集, 2007,「いじめ問題に関する取り組み事例集」
- <http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/ijime-0702top.htm> (2014. 1. 9)
- ストップいじめ! ナビ <http://stopijime.jp/adult/> (2013.12.20)
- 文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm (2014.1.9)
- 平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について
- http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/03/_icsFiles/afieldfile/2013/03/13/1331725_01_1.pdf (2013.12.20)
- 読売オンライン HP <http://www.yomiuri.co.jp/index.htm> (2014.1.9)

図表

表 1—1 いじめの認知(発生)件数の推移



「平成 22 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/_icsFiles/afieldfile/2011/08/04/1309304_01.pdf